

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月9日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。  
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)  
公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号：3 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：地方上下水道セクター情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年12月中旬～2014年4月下旬

2 参加要件

海外における上下水道整備計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月23日から2013年10月25日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月23日から2013年10月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月8日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：11月中旬

(5) 契約交渉：11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

ベトナム国（以下「ベ国」）ではドイモイ改革以降の急激な経済成長と都市化の進行により、上下水道・廃棄物等の都市環境管理インフラへの需要が急拡大したものの、財源不足等により整備や更新が追い付かず、都市部を流下する河川・水路・地下水汚染の深刻化、未配水地域・低水圧地域の拡大などの問題が顕在化した。

そのため、下水道については1990年台半ばより、特に状況が深刻であったハノイやホーチミンをはじめとする中央直轄都市において、主にODAを活用した下水処理場整備が着手された。これらの下水処理場は、順次供用が開始されており、能力強化のための様々な技術協力を受けながら、着実に運転・維持管理が行われている。したがって、今後の課題は、地方中核都市、また中長期的にはその他地方都市の下水道整備を速やかに進めていくことである。加えて、汚水処理量の増加により今後、大量の汚泥が発生することから、その処分や再利用の方法も重要な課題である。これらの課題解決のためには、民間資金を含め下水道整備に必要な資金を確保すること、下水道整備の実施主体である自治体の事業立案・執行能力、維持管理能力を育成すること、「ベ」国企業による下水道産業を中長期にわたって健全に育成すること、さらに汚泥処分・再利用に係る技術を活用することなどが不可欠であるが、現状、右問題に対し適切な対応策を見いだせずにいる。

一方、上水道については、下水道事業と比べて一定程度の収益性が認められると考えられていたことから、整備にあたっては民間資金の活用が試みられてきた。しかし、公共施設整備への民間資金の活用に係る法制度が未整備であること、また水道料金の水準が低く収益性が十分に確保できないことなどから、特に地方都市においては民間資金の活用事例は限られている。今後、地方都市における上水道の整備・改修に対して民間資金を呼び込むためには、関連法制度の整備に加え、事業の収益性確保のための公的資金の投入の仕組みを構築することが必要とされている。

かかる状況下、地方上下水セクターの現状と課題に係る情報収集・分析を行い、地方上下水道の整備のあり方、特に整備にあたっての公的資金投入に係る仕組みや事業立案・執行能力、維持管理能力の強化方法について検討するとともに、円借款に係る協力準備調査実施の妥当性を検討し、今後の協力事業形成の基礎情報とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

「ベ」国内における都市域。

(2) 業務内容

(1) ベ国地方上下水セクターに係る既存資料の分析・問題点の整理

(2) 地方上下水道整備に必要な資金規模及び優先都市の把握

(3) 円借款を財源とする公的資金投入メカニズムの在り方の検討

ア) 仲介金融機関の実態・水事業審査能力の調査

イ) 仲介金融機関の水事業審査能力向上のための協力の在り方の検討

ウ) 水ファンドやコミュニティ開発ファンドへの発展の可能性及び、その際の本邦地域金融機関との連携可能性の検討

(4) 地方自治体の事業立案・執行能力、維持管理能力、民間資金動員能力等の育成方法の検討

ア) 地方自治体向け研修枠組みの検討（本邦地方自治体との連携体制の検討含む）

イ) 地方自治体向け研修プログラムの検討

- (5) 汚泥再利用及び生物膜ろ過装置（活性炭前処理等）など日本の技術の移転の可能性検討
  - ア) 可能性検討及び現地水企業調査
  - イ) 汚泥再利用及び生物膜ろ過装置（活性炭前処理等）に関する現実的な技術移転方策の検討

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年12月下旬)
- (2) インテリム・レポート (2014年1月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2014年2月下旬)
- (4) ファイナルレポート (2014年4月上旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 流域総合計画（評価対象予定者）
- (2) 下水道研修計画（評価対象予定者）
- (3) 下水汚泥再利用計画
- (4) 上水道維持・補修・改築技術
- (5) PPP案件発掘・組成・公的資金投入メカニズム
- (6) マクロ経済・金融機関分析（評価対象予定者）
- (7) 中小企業融資・地域再生

## 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。